

## 2. 温泉行政をめぐる最近の動き（温泉施設爆発事故関係）

平成19年

### 6月19日 温泉施設において爆発事故が発生

東京都渋谷区にある温泉利用施設「シエスパ」B棟（温泉汲上施設兼従業員控室）において、温泉とともに汲み上げられた可燃性天然ガス（メタン）が原因と考えられる爆発事故が発生（原因の詳細は警察・消防で調査中）。死者3名、負傷者8名。

### 6月20日 都道府県に対する緊急措置依頼

東京都渋谷区の温泉施設において爆発死亡事故が発生したことを受け、温泉を利用する事業者等に対し注意を促すとともに、安全管理の実態を把握するよう、自然環境局長より都道府県知事に対し通知（依頼）を行った。

### 6月28日 関係省庁連絡会議の設置

可燃性天然ガス安全対策に係る関係省庁間の緊密な連携を図ることを目的として、5省庁による連絡会議を設置。

（環境省（議長）、総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

### 6月29日 温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会の設置

温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策の検討を行うため、環境省自然環境局に、天然ガスの性状、爆発、保安等の専門家による検討会を設置。（座長：今橋正征（東邦大学名誉教授））

### 7月24日 暫定対策の実施

法改正を含む恒久的な対策が実施されるまでの当面の暫定的な対策として、換気設備や検知器の設置等を必要な事業者に要請するよう、自然環境局長より都道府県知事に対し通知（依頼）を行った。

### 9月13日 有識者会議「中間報告」とりまとめ

6月29日以降5回にわたる検討の結果、温泉に関する可燃性天然ガスに係る安全対策の方向性が「中間報告」としてとりまとめられた。

### 9月25日 第8回中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会開催

上記中間報告の内容を基本として今後、温泉法の改正を含め、安全対策を進めることを議決した。

### 10月12日 臨時国会（第168回国会）へ改正温泉法を提出

# 温泉法の一部を改正する法律案の概要

平成19年10月  
環 境 省

## 法律改正の必要性

温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害の危険性  
(平成19年6月に渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故等)

### <現行の温泉法の法目的>

温泉の保護及びその利用の適正(可燃性天然ガスによる災害防止は対象外)

↓ <今回の法改正>

法目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加えるとともに、温泉の掘削及び採取に際し、具体的な災害防止対策の実施を義務付ける。

## 改正案の概要

### 1. 目的の改正

従来目的である「温泉の保護」「利用の適正」に加え、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」を目的に追加。

### 2. 温泉の採取に伴う災害の防止

#### (1) 温泉の採取の許可制の新設(第14条の2)

- 温泉の採取を行う者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、可燃性天然ガスが発生していない温泉(2)の確認を受けたものについては、許可を受けることを要しない。
- 許可基準は、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」とする。

#### <技術基準の内容(環境省令)>

- ・ 温泉水とガスの十分な分離、周辺の火気使用禁止(屋内、屋外共通)
- ・ 十分な換気、ガス検知器の設置、電気器具等の防爆化(屋内)
- ・ 許可に際しての工事完了後の都道府県知事の検査(屋内)

## (2) 災害防止措置が必要ない旨の確認(第14条の5)

温泉の採取を行う者は、災害防止措置が必要ない旨の都道府県知事の確認を受けることができることとする。

### <確認基準の内容(環境省令)>

- ・ 温泉の採取場所でガス濃度を測定し、一定濃度未満である場合 又は
- ・ その他都道府県知事がガスを含まないと認めた場合(ガスを含まないと考えられる地域内にある場合等)

## (3) 基準不適合の場合の許可取消し、措置命令(第14条の9)

採取の実施中に技術基準に適合しなくなった場合は、都道府県知事は、許可の取消し、災害防止措置の命令ができることとする。

## (4) 採取廃止後の措置命令(第14条の8)、緊急措置命令(第14条の10)

採取廃止後2年以内 又は 採取実施中に、災害発生のおそれが生じた場合は、都道府県知事は、措置命令ができることとする。

## 3. 土地の掘削に伴う災害の防止(第4条～第9条の2)

都道府県知事による許可の基準として「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」を追加。

### <技術基準の内容(環境省令)>

ガス噴出防止装置の設置、周辺の火気使用禁止 等

掘削時においても、2. (3)、(4)と同様の規制を設けることとする。

## 4. 施行期日、経過措置

- 公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 施行の際現に温泉の採取を行っている者については、2. の許可制度の適用は、法の施行後6月を経過した後とする。